

主 体 内 容

研修会参加費用

研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者又は運営主体が負担。

費用

国は、都道府県に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。

(※)認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。

本ガイドラインの位置づけ

※ 本ガイドラインは、実施主体である都道府県が認定資格研修を円滑に実施するために必要な研修内容や実施方法を網羅的に規定したものであり、認定資格研修の一定の質の確保及び国全体としての一定の均質化を図ることを目的に、全国共通の基本的な指針として位置づけることとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、「放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県認定資格研修ガイドライン)実施要綱」を平成27年5月21日付けで都道府県あて通知を发出。

認定の仕組み(都道府県の事務の主な流れ)



実施方法(例)

【16科目×90分=1,440分(合計24時間)の場合】

(パターン①)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で計4日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目
10:00～10:30	ガイダンス			
10:30～12:00	講義・演習①	講義・演習⑤	講義・演習⑨	講義・演習⑬
昼食(12:00～13:00)				
13:00～14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑩	講義・演習⑭
休憩(14:30～14:40)				
14:40～16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑪	講義・演習⑮
休憩(16:10～16:20)				
16:20～17:50	講義・演習④	講義・演習⑧	講義・演習⑫	講義・演習⑯

(パターン②)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で2日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で4日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
10:00～10:30	ガイダンス					
10:30～12:00	講義・演習①	講義・演習⑤				
昼食(12:00～13:00)						
13:00～14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑬	講義・演習⑯	
休憩(14:30～14:40)						
14:40～16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑭	講義・演習⑰	
休憩(16:10～16:20)						
16:20～17:50	講義・演習④	講義・演習⑧				

(パターン③)1日90分の講義等を3科目(3コマ)[午後のみ]で4日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で2日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
12:30～13:00	ガイダンス					
13:00～14:30	講義・演習①	講義・演習④	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑬	講義・演習⑯
休憩(14:30～14:40)						
14:40～16:10	講義・演習②	講義・演習⑤	講義・演習⑧	講義・演習⑪	講義・演習⑭	講義・演習⑰
休憩(16:10～16:20)						
16:20～17:50	講義・演習③	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑫		

(パターン④)1日90分の講義・演習を2科目(2コマ)[午前のみ]で計8日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
8:30～9:00	ガイダンス							
9:00～10:30	講義・演習①	講義・演習③	講義・演習⑤	講義・演習⑦	講義・演習⑨	講義・演習⑪	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(10:30～10:40)								
10:40～12:10	講義・演習②	講義・演習④	講義・演習⑥	講義・演習⑧	講義・演習⑩	講義・演習⑫	講義・演習⑭	講義・演習⑯

平30年地方分権改革に関する提案について(町村からの提案関係)

ー 重点事項のうち、新たな共同提案などを中心に掲載ー

平成30年8月30日(木)
全 国 町 村 会

全体

【提案団体数】

	平成29年		平成30年	
都道府県	45	24.5%	46	14.7%
市区町村	129	70.1%	256	81.8%
うち、市区	99	53.8%	184	58.8%
うち、町村	30	16.3%	72	23.0%
全国的連合組織等	10	5.4%	11	3.5%
合 計	184	-	313	-

※九州地方知事会、特別区長会の構成団体は都道府県・市区にもそれぞれ計上。

【提案件数】

	平成29年		平成30年		うち、重点事項	
都道府県	186	59.8%	160	50.2%	32	42.7%
市区町村	198	63.7%	201	63.0%	61	81.3%
うち、市区	177	56.9%	157	49.2%	49	65.3%
うち、町村	21	6.8%	44	13.8%	12	16.0%
全国的連合組織等	112	36.0%	96	30.1%	13	17.3%
合 計	311	-	319	-	75	-

※共同提案は各団体区分にそれぞれ計上しているため、合計は一致しない。

管理番号	提案区分	提案団体	提案事項	求める措置の具体的内容	関係府省からの第1次回答・全国町村会意見
1	B 地方に対する規制緩和	九重町	保育教諭の経過措置等に関する見直し	幼保連携型認定こども園に置かなければならない保育教諭については、幼稚園教諭の普通免許状を有するとともに、保育士登録を受けた者でなければならぬとされているところ、経過措置として平成31年度まではいずれかの資格だけでも保育教諭になることができ、当該経過措置を延長していただきたい。なお、経過措置が延長されない場合において、保育士登録を受けているが、幼稚園教諭の免許が更新されていない者については、少なくとも平成32年度に失職するのではなく、専ら3歳未満児の保育に従事する保育教諭と見なしていただきたい。	【内閣府、文部科学省、厚生労働省】子ども・子育て支援新制度における「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。 今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。 【全国町村会意見】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。
2	B 地方に対する規制緩和	京都府、滋賀県、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、京丹後市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告に関する見直し	地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」という。）に基づき健全化判断比率の算定・報告については、全国の地方公共団体共通の法定事務であり、今後も総務省において継続調査することが想定される事務であることから、自動転記等の機能を備えた普通交付税算定、決算統計と一元化された電子調査システムを構築することにより、効率的に事務を進め、財政健全化法第3条に規定する「速やかな公表」が可能となることを求める。	【総務省】健全化判断比率及び資金不足比率（以下、「健全化判断比率等」という。）については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて、地方団体の責任でその基礎数値を監査委員の審査に付した上で議会に報告、公表するものであり、総務大臣は地方団体から健全化判断比率等の報告を受け立場にあるもの。したがって、健全化判断比率等を算定するためのシステム構築についても、地方団体の責任において行われるべきものと考ええる。 【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。（省庁ヒアリングにおいて総務省から前向きな回答あり）
3	B 地方に対する規制緩和	砥部町、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定方法の見直し	介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定について、指定基準を同じくする市町村が希望した場合などに一括（広域的）で申請を受理及び指定できるよう求めるもの	【厚生労働省】介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定に係る事務について、現行制度上、地方自治法に基づく協議会（地方自治法第252条の2の2）、事務の委託（地方自治法第252条の14）、事務の代替執行（地方自治法第252条の16の2）等の仕組みの活用を通じて申請の受理及び指定に係る事務を一括して行うことが可能である。 【全国町村会意見】 所管省から「現行制度上可能」との回答があったが、活用事例等も含め、十分な周知を行うこと。

鳴沢村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

消防団員等の消防車両運転に係る特例制度の創設

消防学校での消防車両の運転に関する教習の受講制度や自衛隊が実施する自動車の運転に関する教習を消防団員等が受講可能とするような制度等の創設

【警察庁】

提案団体の提案趣旨の理解に当たって、本年6月29日開催の「地方分権改革有識者会議」の資料6も参照して、以下のとおり回答する。

【(1)について】

公安委員会から指定を受けた自動車教習所(以下「指定自動車教習所」という。)で技能教習を受講した者のうち一定の要件を満たす者(道路交通法第97条の2第1項第2号の規定の適用を受ける者)は、運転免許試験のうち技能試験が免除されることとなること、職員や設備等に関して一定の要件を満たす自動車教習所は、当該指定を受けることができることとされている。したがって、消防学校や同学校の委託を受けた自動車教習所(以下「消防学校等」という。)が、当該一定の要件を満たす自動車教習所であるとして公安委員会から指定を受けた場合には、当該消防学校等で一定の教習を受け、かつ道路交通法第97条の2第1項第2号の適用を受ける者について、技能試験を免除することができる。

以上のことから、御提案の内容に、消防学校等における準中型自動車免許に係る教習を終えた者のうち一定の要件を満たす者(道路交通法第97条の2第1項第2号の規定の適用を受ける者)について、指定自動車教習所を卒業した者と同様に、当該免許に係る技能試験を免除されたいというものが含まれているのであれば、これについては、消防学校等が一定の要件を満たす自動車教習所として公安委員会から指定を受けることにより、現行の道路交通法令で対応可能である。

また、御提案の内容には、緊急自動車の運転資格の審査(以下「審査」という。)に合格した者について、当該緊急自動車の運転に必要な運転免許に係る技能試験を免除されたいというものが含まれているものと承知しているところ、技能試験は、取得しようとしている運転免許に係る自動車等を安全に運転することができる基本的な運転技能を有しているか否かを確認するものである一方、審査は、公益性の高い緊急業務のために道路を迅速に通行するために必要な高度の運転技能を有しているか否かを確認するものであり、道路交通法上、審査を受ける者は、当該審査により運転資格を得ようとする緊急自動車の運転に必要な運転免許を有していることが前提となっている。

したがって、技能試験と審査は全く異なるものであり、後者に合格した者について前者を免除することは不適當である。

【(2)について】

御提案の内容を実現するためには、消防団員等が自衛隊が実施する自動車の運転に関する教習を受講することができる必要があると認めらる、まずは防衛省において判断されるべきであることから、当庁から回答は差し控えたい。

【総務省】

【(1)について】

御要望の趣旨が、消防学校等で教習を受講することをもって、必要な運転免許に係る技能試験を免除してほしいというものであるれば、警察庁が所管する道路交通法上の制度に関するものであることから、当庁から回答は差し控えたい。

なお、消防組織法第51条では、「都道府県は・・・消防学校を設置しなげればならない。」と規定されており、同条第4項の規定において「消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。」とされている。この消防庁が定める「消防学校の教育訓練の基準」第11条においては、「消防団員に対する特別教育の到達目標並びに教科目及び時間数は、目的に応じて適宜編成するものとする。」とされており、各消防学校において、地域の実情に応じて必要な教育訓練のカリキュラムを実施しているものと考えている。

また、「平成30年1月25日付け消防地第20号消防庁次長通知」において、「消防団員の準中型免許取得に係る公費負担制度の創設」と、「地域の実情に応じて、消防自動車の更新機会等に合わせ、新制度下の普通免許で運転可能な消防自動車の活用」について要請しているところ。

さらに、平成29年度3月12日以降に普通免許を取得した団員が準中型免許を取得する経費に対して、地方公共団体が助成を行った場合の当該助成額の一定割合について、平成30年度から特別交付税措置を講じることにしている。

【(2)について】

御指摘の自衛隊が実施する自動車の運転に関する技能教習を、一定の適正が認められる消防団員等も受講可能とすることについては、まずは、防衛省において判断されるべきであることから、当庁から回答は差し控えたい。

【防衛省】

防衛省・自衛隊における教育訓練の受託については、自衛隊法第100条の2において、「政令で定める技術者の教育訓練を実施することの受託を受けた場合において他に教育訓練の施設がないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができると定められおり、自衛隊法施行令第126条の2において、受託をうけることができる具体的な技術者については、「航空機の操縦及び整備」「落下傘の試験降下」「潜水艦の試験航走」「救急」「砲の操作」に従事する者と規定されている。

今回のご提案については、消防団員に対する自動車運転について防衛省・自衛隊に対して教育の受託を求めたものであるが、これは、上記に述べたような技術者の教育訓練に該当せず、また、ご提案の教育を実施する民間の自動車教習場が多数あることは広く認識されていることから、「他に教育訓練の施設がないと認めるとき」にも該当せず、現行の法令に照らせば、防衛省・自衛隊としてお受けすることはできないことについて御理解を賜りたい。

【全国町村会意見】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

96	B 地方に対する規制緩和	埼玉県、川越市、所沢市、狭山市、坂戸市、伊奈町、小鹿野町、美里町、東京都	<p>公金収納における電子マネーの取扱いの明確化</p>	<p>地方自治体の施設の入場料等において電子マネーによる公金収納が推進されるよう、法制度上の取扱いを明確化すること。</p>	<p>【総務省】 地方公共団体の公金の収納は、現金による納付が原則とされているが、地方自治法第231条の2第6項の規定により、納入義務者が、地方公共団体の長が指定した指定代理納付者が交付・付与する証券などの物や番号等を提示・通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出した場合に承認することができる。 電子マネーを利用した公金の収納については、電子マネーの決済事業者を当該指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能である。 【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
200	B 地方に対する規制緩和	茨城県、日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、栃木県、群馬県、新潟県	<p>電子マネーを利用した歳入の収納を可能とする規制緩和</p>	<p>地方公共団体の使用料又は手数料の徴収については、現金による方法のほか、地方自治法第231条の2に基づき、証紙(使用料及び手数料に限る)、口座振替、証券又は指定代理納付者による納付(クレジットカードによる納付)によることとされている。いわゆる電子マネーを利用した公金の収納については、法令に明文の規定がないことから、当該方法による収納について法令で規定する。若しくは、現行制度上でも電子マネーによる納入が可能であることを明確化する。</p>	<p>【総務省】 地方公共団体の公金の収納は、現金による納付が原則とされているが、地方自治法第231条の2第6項の規定により、納入義務者が、地方公共団体の長が指定した指定代理納付者が交付・付与する証券などの物や番号等を提示・通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出した場合に承認することができる。 電子マネーを利用した公金の収納については、電子マネーの決済事業者を当該指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能である。 【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
102	B 地方に対する規制緩和	秋田県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村	<p>農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧の廃止</p>	<p>農地中間管理事業に関して、早期に農地の賃借権等の設定を行うため、農用地利用配分計画(以下「配分計画」という)の県知事の認可に当たっては、意見聴取のための2週間の縦覧を要しない制度へと変更する。</p>	<p>【農水産省】 農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。 【全国町村会意見】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

7	103	B 地方 に対する 規制緩和	<p>秋田県、青森県、男鹿市、鹿角市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村</p> <p>由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村</p>	<p>農地中間管理事業に関する農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画の契約期間延長に係る緩和</p>	<p>①農地中間管理事業により設定された利用権の期間延長手続について、契約期間以外の内容(農地・当事者が既契約と同ーである場合、市町村公告及び県知事の認可・公告までの一連の作業を不要とし、関係者(農地中間管理機構・出し手・受け手)の合意等で契約期間を延長できるとする。②改正土地改良法施行前に農地中間管理機構が借り入れた農用地等において機械関連事業を実施する場合についても①と同様の手続を経ればよいこととし、現行必要とされている一連の作業(計画の撤回(解約)、再作成、認可、公告)は不要とする。</p>	<p>【農林水産省】 ①について 農地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討することとしている。この中で提案の内容も踏まえつつ、対応を検討する。なお、農地中間管理機構からの貸付けについては、同一の者に再度貸し付ける場合等の農用地利用配分計画の添付資料の一部を不要とするよう農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則(平成26年農林水産省令第15号)を改正し、平成30年7月1日から施行したところである。 ②について 平成29年の改正土地改良法(以下「改正法」という。)により創設された農地中間管理機構関連事業は、農業者の申請、同意及び費用負担によらず行う土地改良事業である。この事業の創設に伴い、農地中間管理権の取得(農地中間管理機構の借受け)に当たって改正法による改正後の農地中間管理機構の推進に関する法律(平成25年法律第101号)の規定に基づき、あらかじめ該事業が行われることがあることについて機構から農地所有者に対して説明することとされている。このため、機構関連農地整備事業の対象とする農用地については、改正法において、改正法の施行後に機構が農地中間管理権を取得した(借り受けた)農用地とされている。したがって、御提案のように、改正法の施行前から農地中間管理権が取得されている農用地について、契約期間を延長することで当該事業の対象とすることは困難である。 【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>
8	169	B 地方 に対する 規制緩和	<p>兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、兵庫県町村会</p>	<p>介護保険における施設移転に際しての住所地の継</p>	<p>住所地特例の対象外とされている施設のうち、対象施設の同一市内にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすること。</p>	<p>【厚生労働省】 介護保険制度においては、住み慣れた地域とのつながりを大切にしながら、地域生活に密着した形で要介護者の日常生活を支えることが特に重要なサービスを「地域密着型サービス」と定め、身近な市町村の単位でサービスの運営を行うことを基本としている。 認知症グループホームでは、認知症の特性に配慮し、家庭的な環境の下、住み慣れた地域において、地域住民との交流を図りながらサービスを提供できるよう、地域密着型サービスの一つとして位置づけている。したがって、認知症グループホームを住所地特例の対象として、市町村域を越えた利用を前提としたサービスと位置づけることについては、困難である。 【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>

9	196	B 地方 に対する 規制 緩和	<p>災害援護資金貸付金について、市町村による適切な債権管理が可能となるよう、災害援護資金の貸付けを受けようとする者に対して所要の金利の上乗せ等を行うことにより、保証会社による保証を義務付ける災害援護資金の貸付制度の見直しを行い、保証人なしの災害援護資金の貸付けと市町村の円滑な債権回収を両立していただきたい。これに併せ、市町村が災害援護資金を貸し付ける場合において、保証会社による保証が円滑に進むよう、国において全国的な仕組みを整備していただきたい。</p>	<p>災害援護資金貸付金について、市町村による適切な債権管理が可能となるよう、災害援護資金の貸付けを受けようとする者に対して所要の金利の上乗せ等を行うことにより、保証会社による保証を義務付ける災害援護資金の貸付制度の見直しを行い、保証人なしの災害援護資金の貸付けと市町村の円滑な債権回収を両立していただきたい。これに併せ、市町村が災害援護資金を貸し付ける場合において、保証会社による保証が円滑に進むよう、国において全国的な仕組みを整備していただきたい。</p>	<p>【内閣府】 ○災害援護資金の貸付けについては、「災害甲斐金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)に基づく公的貸付制度であり、市町村の固有事務として、市町村が実施主体となり貸付けを行っているところである。 ○災害援護資金はその償還を担保するため、「災害甲斐金の支給等に関する法律施行令」(昭和48年政令第374号)第8条第1項の規定により、保証人を立てなければならぬこととしている。 ○ご提案いただいた、保証人に代えて保証会社による保証を義務づけるよう制度化することについては、①過去の貸付実績から見て保証会社による保証が成り立つのか懸念があること、②保証会社に保証を委託する場合は保証料が発生することから、保証人を立てる方が被災者にとって望ましい場合があること、③被災者の状況や地域の実情に応じて債権管理が行われるべきであること、といった理由から、適切ではないと考えている。 【全国町村会意見】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。また、返済能力に応じた貸付けについても検討されたい。</p>
10	198	B 地方 に対する 規制 緩和	<p>子ども・子育て支援の新制度の施設給付費等に係る処遇改善Ⅱの配分方法の撤廃</p>	<p>平成29年度から保育士等のキャリアアップの仕組みの導入と技能・経験に応じた処遇の改善のための子ども・子育て支援新制度の施設給付費等に係る処遇改善Ⅱが創設されたが、その運用における加算額の配分方法に制約が課せられている。キャリアアップの仕組みを導入しているものの、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設もある。各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約(加算の対象となる人数や金額の配分等)を見直した上で、地域の実情に応じて都道府県知事が副主任保育士等の経験を有すると認められた職員も対象とすることができる制度としていただきたい。</p>	<p>【内閣府、文部科学省、厚生労働省】 昨年度から実施している処遇改善等加算Ⅱは、単に勤続年数に応じて賃金水準を引き上げるだけでなく、保育士等の専門性の向上を図るとともに、新たに保育園等における保育人材のキャリアアップの仕組みを構築していただくために導入した加算である。 その趣旨に鑑み、処遇改善額の配分には一定の要件を設けているが、現場や自治体等からのより柔軟な配分を可能としてほしいとの要望を受け、今年度から、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できよう要件を一部緩和し、より使いやすいものとしたところである。国としては、まずはこの仕組みが活用されるよう、自治体職員向けセミナーの開催等により周知を図っていくとともに、加算の取得状況等について調査し、検証を行う。</p>

B 地方 に対する 規制 緩和

菰野町、三重県

国定公園の指定日より前から存在する建築物について、改築、建替え等の計画がない状態で既存建築物の取り壊しを行う場合であっても、長期間経過後、同じ場所に建築物を設置する際に、元々同じ場所に存在していた建築物を既存建築物とみなして、その規模を超えない建築物が建てられるよう許可基準の緩和を求める。

国定公園の指定日より前から存在する建築物について、改築、建替え等の計画がない状態で既存建築物の取り壊しを行う場合であっても、長期間経過後、同じ場所に建築物を設置する際に、元々同じ場所に存在していた建築物を既存建築物とみなして、その規模を超えない建築物が建てられるよう許可基準の緩和を求める。

【環境省】

○既存建築物の取壊し後に設置される建築物が、公園事業の執行として新築される場合、自然公園法(昭和32年法律第161号。以下「法」という。)第20条第9項第1号の規定により、同条第3項の規定はそもそも適用されない。(工作物の新築行為については許可が不要。)

なお、国定公園において、知事が定める管理計画が存在し、その計画の中で、公園事業施設の高さ、容積率、建蔽率等が制限されている場合において、現地の実情に合わせて県知事は制限を緩和することが可能である。

○既存建築物の取り壊し後に設置される建築物が、上記に該当しない(公園事業施設では無い)場合、新築にあたっては、法第20条第3項が適用され、県知事の許可が必要となり、自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。)第11条第6項(又はその他の項)に規定される許可基準に適合する必要がある。

規則第11条第6項のただし書に規定される「既存の建築物」とは、「滅失した建築物」と対峙され、申請時に現に存在している建築物のことを意味する用語として使用されていると解するのが相当である。』(平成17年9月16日 訴第517号 静岡地裁判決)ことを踏まえ、「建築物の改築、建替え等の計画がない状態で既存建築物の取り壊しを行い、数年後に建築物を設置しようとする場合」は、規則第11条第6項のただし書に規定される「既存の建築物の建替え」に該当しない。

○ただし、地域の実情等により、その自然的、社会的条件から判断して、当該許可基準を適用することが適当でないと、国定公園内において県知事が認められた地域においては、規則第11条第36項に基づき、県知事は、当該基準の特例を定めることができる。当該規定に基づき、今回のような具体的支障事例が生じている地域について、県知事の判断により特例を設定することは可能である。

○以上より、本提案は、現行制度の中で、かつ、県の権限により解決可能な事項と考える。

【全国町村会意見】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

B 地方 に対する 規制 緩和

全国知事会、全国市長会、**全国町村会**

地域の
情に応じ
てコミュ
ニテイ
等の円滑
な導入を
可能とす
る制度の
構築

人口減少等の進展により、コミュニティバス等は地域公共交通として主要な地位を占めるようになってきたが、法令上は従前のまま補助的かつごく例外的な位置付けのままとされ、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されているため、関係する法規制を横断的に見直し、地域の実情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を構築。

【国土交通省】(別紙②関係)

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業を行う場合には、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から許可が必要となつている。自家用有償旅客運送者による有償での貨物運送につき、上記の観点から原則として認めておらず、地域の既存の貨物自動車運送事業者のみによつては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難であるなど公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、許可を受けた場合に限り認めている。その際、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題がないかを申請ごとに確認する必要があるため、許可を不要とすることは困難である。

(別紙④関係)

都市計画法第29条及び都市計画法施行令第21条において、路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行う一般乗合旅客運送事業の用に供する施設(車庫等)である建築物等は開発許可が不要とされている。これは、路線定期運行の一般乗合旅客自動車運送事業は、運行系統が定められており、起点、終点、経過地である主たる営業所等が定められ、固定されたルートにおいて定期的幹線運行を行う事業であるため、当該事業の用に供する施設である建築物は当該ルート上に立地することが必然的であることなどから、開発許可の対象から除外しているものである。一方、区域運行及び不定期運行の一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設である建築物については、一律に開発許可を不要とすることは適当ではないことから、建築物ごとに開発許可権者による個別の審査にかからしめられている。本支障事例において開発許可が認められなかった理由は、当該開発許可権者が定める施設を限定的にしか認めないこと計画法第34条第14号の対象となる施設を限定的にしか認めないことによるものと承知している。しかしながら、同号の対象施設は限定列挙としておらず、一定の要件を満たす施設は許可対象となりうることから、本支障事例についても、当該自治体の開発許可基準を改正すれば十分対応可能なものと考えられる。なお、国としては上記施設に係る開発許可が可能なものである旨の明確化について検討して参りたい。

【全国町村会意見】

本会等提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。

平成26年フォローアップ案件について

提案事項	根拠法令等	制度の所管・関係府省	提案団体	「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」
町村の都市計画の決定に関する都道府県庁の同意の廃止	都市計画法第19条第3項(市町村の都市計画の決定)	国土交通省	全国町村会 酒々井町	町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項の定着状況を踏まえ、都道府県知事同意について、平成30年までに、町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を得る。

平成29年フォローアップ案件について

提案事項	根拠法令等	制度の所管・関係府省	提案団体	「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」
放課後児童クラブに係る「従うべき基準」等の見直し	児童福祉法第34条の8の2第2項、放課後児童健全育成事業及び児童福祉法6条の3第2項)に従事する者及びその員数(児童福祉法34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえ柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	厚生労働省	全国知事会 全国市長会 全国町村会	放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号及び児童福祉法6条の3第2項)に従事する者及びその員数(児童福祉法34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえ柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。